

産業構造審議会 保安分科会
電力安全小委員会（第11回）
資料2（抜粋）

経済産業省としての規制見直しの方向性（電気事業法における措置内容）

省令、内規等の改正によって、以下を措置してはどうか。

- 電気主任技術者による確認の徹底

→「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」を改正し、電気主任技術者、電気保安法人及び電気管理技術者に対して、年次点検等において高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認を行うことを明記

- 使用中の高濃度PCB含有電気工作物の使用状況等の定期的報告

→「電気関係報告規則」により、使用中の高濃度PCB含有電気工作物の設置者に対して、毎年、使用状況やその廃止予定を記載した「管理計画（仮称）」の届出を義務づけ

※なお、高濃度PCB含有電気工作物の所定期限内の使用停止を義務づけることについても、PCB特措法における位置づけを踏まえて検討